

# 東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

## 第24回 戦前の法曹一元運動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42 期)

1 法曹一元とは、「裁判官になるためには、一定期間の弁護士経験を必要とする」という裁判官任用制度のことです。最近あまり聞かれなくなった「法曹一元」という言葉ですが、その実現は、長らくわが国の弁護士の悲願でした。

2 わが国における法曹一元論の始まりは、明治31年の植村俊平弁護士によるものとされています。同弁護士は、国家学会における「現今の司法制度」と題する演説において、「将来は判事の数を減じて新任の判事は必ず弁護士より採用することに改めたきなり」と述べ、その理由として刑事裁判の権力的恣意的運用と民事裁判における官僚制裁判官の非常識裁判をあげました。

この頃から官僚裁判官の化石論、非常識論を理由とする法曹一元論が活発に論じられるようになり、日本弁護士協会は、明治40年の臨時総会において「司法官は総て弁護士中より採用すること」という議案を可決しています。

3 その後、法曹一元の議論は昭和10年前後から再び活発化します。

昭和9年、東京弁護士会は、法曹一元に関する意見書を発表しました。「司法官が複雑多岐の係争紛議を解決するには世態人情に通じ熟練堪能の士たること」が必要であり、「司法官は全部弁護士中より之を採用すべき」というものでした。

昭和11年の全国弁護士大会（東京弁護士会、日本弁護士協会共催）では、「司法官たる資格は之を十年以上弁護士の職に在る者に限る制度を確立すべし」との議案が可決されます。「現行の司法官養成制度は、社会人としての経験と訓練とを経る機会を与へざる不合理あり。……其必然の結果として、常に多数の若年未熟なる司法官を包容するの弱点を有す。」とするも

のでした。

昭和13年には、東京弁護士会と日本弁護士協会が中心となって法曹一元を内容とする裁判所構成法改正案が衆議院に提出され、同じ国会では政友、民政、社会大衆各党の法曹出身議員からなる法曹議員連盟からも同様の改正案が提出されました。このうち、法曹議員連盟案は衆議院で可決されましたが、貴族院で廃案。翌14年、15年の衆議院でも可決されたものの、同様の運命をたどっています。

4 他方で、法曹一元論には消極論も根強くありました。

当時の大審院長は、「司法官は司法官の畑において養成することを基準とし、これに附属的なものとして弁護士を採用するというのが、実際的である」と発言し、検事総長も、「司法官……よりも、（弁護士の方が）常に常識において優秀なる地位に立つものであるといふ、……公平に考へましてさういふ断定は私は出来ない」と発言しています（昭和12年の日本弁護士協会主催座談会）。

また、弁護士のなかにも「弁護士だけは大層えらい者である、弁護士以外の者は迂闊であるとしての自画自賛は一般には通用はしませぬ」といった消極論もありました（明治37年日本弁護士協会評議員会における反対意見）。

5 戦後も法曹一元は弁護士の悲願とされてきました。

昭和39年に政府の臨時司法制度調査会意見書が法曹一元の実現を棚上げしたことに対し、日弁連は激しい反対運動を展開しましたし、最近では司法制度改革審議会の審議が行われていた平成12年、日弁連は「法曹一元の実現に向けての提言」を発表しています。

弁護士任官者数が低迷を続ける近年、法曹一元運動の歴史を顧みることで得るものは少なくともさうです。